

A.2 追加性に関する情報

投資回収年

投資回収年数	4.9	4.2	7.0	11.2	年
--------	-----	-----	-----	------	---

A.3 排出削減量の算定方法

A.3.1 排出削減量

$$ER = EM_{BL} - EM_{PJ} \quad (\text{式1})$$

方法論の計算式の構造上、本シートで全体の排出削減量を計算することが原理的に不可能なため、可能な段階まで記入した。合計値の詳細な計算に関しては、「J-クレジット参加団体報告書」参照。

記号	定義	単位	プロジェクト合計	熊本市上通町三・四丁目商店街振興組合	熊本市上通五丁目商店街振興組合	熊本市下通三番街商店街振興組合	熊本市下通四番街商店街振興組合
ER	排出削減量	tCO2/年	36	15	12	4	4
EM _{BL}	ベースライン排出量 ※1	tCO2/年	87.3	40.3	33.7	6.7	6.4
EM _{PJ}	プロジェクト実施後排出量 ※2	tCO2/年	50.7	24.9	21.6	2.1	2.0

※1 A.3.5のベースライン排出量で算定した全ての排出量の総和を記載すること。
 ※2 A.3.3のプロジェクト実施後排出量で算定した全ての排出量の総和を記載すること。
 ※3 A.3.2～A.3.5まで入力後、自動計算されます。

A.3.2 排出削減量の算定で考慮する付随的な排出活動

(1) ベースラインの付随的な排出活動

注) 方法論の<排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動>に規定される全ての付随的な排出活動について記載すること。付随的な排出活動について、算定を行う場合には、A.3.5に算定方法を示すこと。

(考え方) ※1 付随的な排出活動は存在しない。

(2) プロジェクト実施後の付随的な排出活動

注) 方法論の<排出削減量の算定で考慮すべき温室効果ガス排出活動>に規定される全ての付随的な排出活動について記載すること。
 また、A.3.1で算定した排出削減量と比較して付随的な排出活動の影響度を評価し、プロジェクト実施後の付随的な排出活動のモニタリング・算定方法を定めること。
 ただし、モニタリングを省略する複数の付随的な排出活動の影響度の合計を5%以上としてはならない(影響度の合計が5%未満となるようにモニタリングを省略する付随的な排出活動を調整しなければならない)。

(考え方) ※1 付随的な排出活動は存在しない。

A.3.3 プロジェクト実施後排出量

注) 方法論の「3. 事業実施後排出量の算定」に定める評価式に沿って排出量の評価方法を記載すること。また、記載例に示すように各項目ごとの評価式を記載した上で、各パラメータの定義及び想定値を表中に記載すること。

(1) 主要排出活動

プロジェクト実施後の設備での電力消費による排出量を算定する。
 (考え方) ※1 妥当性確認時は、1年分のデータがないため、照明機器の消費電力に想定稼働時間をかけあわせてプロジェクト実施後の照明設備の消費電力を算出するが、検証の際には電力会社からの請求書によりプロジェクト実施後の照明設備の消費電力を直接算出する。

$$EM_{PJ} = EL_{PJ} \times CEF_{electricity, t} \quad (式2)$$

$$EL_{PJ} = R_{PJ} \times T_{PJ} \quad (式3)$$

記号	定義	単位	プロジェクト合計	熊本市上通町三・四丁目商店街振興組合	熊本市上通五丁目商店街振興組合	熊本市下通三番街商店街振興組合	熊本市下通四番街商店街振興組合
EM_{PJ}	プロジェクト実施後の主要排出量	tCO2/年	50.70	24.96	21.64	2.12	2.02
EL_{PJ}	プロジェクト実施後の照明設備における電力使用量	kWh/年	104,190	51,255.4	44,429.5	4,349.4	4,155.9
$CEF_{electricity, t}$	電力のCO2 排出係数	kg-CO2/kWh	0.487	0.487	0.487	0.487	0.487
R_{PJ}	プロジェクト実施後の照明設備の消費電力	W	18~215W	18~215W	18~215W	46W	46W
T_{PJ}	プロジェクト実施後の照明設備の稼働時間	h/年	0~3,949h	0~3,949h	0~3,949h	1,144~3,536h	1,144~3,536h

※1 方法論に記載された算定方法のうち、使用する算定方法を明記すること。

(2) 付随的な排出活動

付随的な排出活動は存在しない

A.3.4 ベースライン排出量の考え方

注) 方法論の「4. ベースライン排出量の考え方」を参照し、本プロジェクトにおけるベースライン排出量の考え方及びベースライン活動量の算定式を選択して引用記載すること。また、ベースライン活動量については、記載例に示すように各項目ごとの評価式を記載した上で、各パラメータの定義及び想定値を表中に記載すること。

(1) ベースライン排出量の考え方

妥当性確認時は、1年分の稼働実績がないため、プロジェクト実施後の稼働時間で、プロジェクト実施後の照明設備ではなく、ベースラインの照明設備を稼働する場合に想定されるCO2 排出量とする。
検証の際には、電力会社によるプロジェクト実施後の消費電力量をプロジェクト実施後の設備の時間あたり消費電力で割り戻すことでプロジェクト実施後の照明設備の稼働時間を算定する。

(2) ベースライン活動量（発電電力量、蒸気の供給量又は製品の生産量等）の算定式

注) 方法論に算定式の記載がないものについては、本項目の記載は不要とする。

$$T_{BL} = T_{PJ} \quad (\text{式4})$$

記号	定義	単位	プロジェクト合計	熊本市上通町三・四丁目商店街振興組合	熊本市上通五丁目商店街振興組合	熊本市下通三番街商店街振興組合	熊本市下通四番街商店街振興組合
T_{BL}	ベースラインの照明設備の稼働時間	h/年	0～3,949h	0～3,949h	0～3,949h	1,144～3,536h	1,144～3,536h
T_{PJ}	プロジェクト実施後の照明設備の稼働時間	h/年	0～3,949h	0～3,949h	0～3,949h	1,144～3,536h	1,144～3,536h

A.3.5 ベースライン排出量

注) 方法論の「5. ベースライン排出量の算定」に定める評価式に沿って排出量の評価方法を記載すること。また、記載例に示すように各項目ごとの評価式を記載した上で、各パラメータの定義及び想定値を表中に記載すること。

(1) 主要排出活動

$$EM_{BL} = EL_{BL} \times CEF_{electricity, t} \quad (\text{式5})$$

$$EL_{BL} = R_{BL} \times T_{BL} \quad (\text{式6})$$

記号	定義	単位	プロジェクト合計	熊本市上通町三・四丁目商店街振興組合	熊本市上通五丁目商店街振興組合	熊本市下通三番街商店街振興組合	熊本市下通四番街商店街振興組合
EM_{BL}	ベースラインの主要排出量	tCO2/年	87.30	40.3	33.8	6.8	6.5
EL_{BL}	ベースラインの照明設備における電力使用量	kWh/年	179,319	82,818	69,321	13,899	13,281
R_{BL}	ベースラインの照明設備の消費電力	w	120～250w	120～250w	120～250w	147w	147w
T_{BL}	ベースラインの照明設備の稼働時間	h/年	0～3,949h	0～3,949h	0～3,949h	1,144～3,536h	1,144～3,536h
$CEF_{electricity, t}$	電力のCO2 排出係数	kg-CO2/kWh	0.487	0.487	0.487	0.487	0.487

(2) 付随的な排出活動

付随的な排出活動は存在しない

A.4.1 モニタリング計画

(1) 活動量 (燃料消費量、生成熱量、生産量等)

モニタリング項目			モニタリング方法			プロジェクト計画での想定		備考
記号	定義	単位	分類 ※1	概要	頻度	想定値	根拠	
<i>T_{PJ}</i>	プロジェクト実施後の照明の稼働時間	h/年	C	・各団体の設備ごとの点灯設定時間を「J-クレジット参加団体報告書」により調査し、事務局が制御盤等で正確性を確認して保守的な値に調整の上使用する	対象期間で累計	〃	各団体の点灯時間を参加団体担当者聞き取りおよび照明制御板の設定確認により調査し、照度点灯に関しては、日の出日の入り時刻を調べ、保守的な値に設定した。	

※1 モニタリング・算定規程に沿って、分類A・B・Cのいずれかの方法を選択すること。
 分類B (計量器) を用いる場合には、A.4.2において計量器やモニタリングポイントの説明を行うこと。
 分類C (概算等) を用いる場合には、A.4.3において概算・推定方法の詳細について説明すること。

(2) 係数 (単位発熱量、排出係数、エネルギー消費効率、物性値等)

モニタリング項目			モニタリング方法			プロジェクト計画での想定		備考
記号	定義	単位	分類 ※1	概要	頻度	想定値	根拠	
<i>R_{PJ}</i>	プロジェクト実施後の照明設備の消費電力	kW	II	・メーカーの仕様書等に記載されたカタログ値を使用(メーカー名は「J-クレジット参加団体報告書のメーカー名」参照)	毎月変更有無を確認	数値に関しては、「J-クレジット参加団体報告書」参照。	各団体の施工時の仕様書やカタログでの確認	
<i>R_{BL}</i>	プロジェクト実施前の照明設備の消費電力	kW	II	・メーカーの仕様書等に記載されたカタログ値を使用(メーカー名は「J-クレジット参加団体報告書」の消費電力を参照)	毎月変更有無を確認	〃	〃	
<i>CEFelectricity, t</i>	電力のCO ₂ 排出係数	kg-CO ₂ /kWh/年	II	・「モニタリング算定規程 (排出削減プロジェクト用)」別紙系統電力の排出係数を確認	検証申請時に最新のものを使用	0.487	・「モニタリング算定規程 (排出削減プロジェクト用)」別紙系統電力の排出係数を確認	

※1 モニタリング・算定規程に沿って、分類I・II・IIIのいずれかの方法を選択すること。
 分類I (実測) を用いる場合には、A.4.4において実測方法の説明を行うこと。
 分類II (第三者提供値) を用いる場合には、提供事業者名を概要欄に記載すること。

A. 4.2 計量器を用いたモニタリング（分類B）に関する説明

注) A. 4.1（1）においてモニタリング分類B（計量器）を使用する場合の計量器について説明すること。

（1）計量器の概要

①特定計量器の場合

特定計量器無し

②特定計量器以外の計量器の場合

特定計量器以外の計量器無し

（2）モニタリングポイント

注) 計量器によるモニタリングポイントを図示すること。必ずしも個別項目ごとに図を作成する必要はなく、一つの図で全てのモニタリングポイントを示してもよい。複数の図を作成する場合は、記入枠を必要に応じてコピーすること。

計量器によるモニタリングは行わない。

A. 4.3 概算等に基づくモニタリング方法（分類C）に関する説明

注) A. 4.1 (1) においてモニタリング分類Cを使用する場合の概算・推定方法の詳細について説明すること。また、計量器による計測値に基づく推定を行う場合には、モニタリングポイントも併せて示すこと。

モニタリング項目	T_{PJ}
<p>(推定・概算方法)</p> <p>プロジェクト実施後の照明の稼働時間は、以下の方法でモニタリングする。 時報により秒針レベルで時刻を合わせた時計で点灯／消灯時刻を確認する。</p> <p>■タイマー式照明(決まった時間に点灯または消灯する照明)</p> <p>①タイマー式照明は、点灯時刻または消灯時刻を照明制御盤で設定する。 ②各月の最終営業日に点灯時刻をモニタリングする。 ③モニタリング結果に従い、必要に応じて下記の調整を行う。 ・照明の稼働時間算定で用いる点灯時刻は、実際の点灯時刻以後に設定する。 ・照明の稼働時間算定で用いる消灯時刻は、実際の消灯時刻以前に設定する。</p> <p>■照度センサー式照明(明るさに応じて点灯または消灯する照明)</p> <p>①照度センサー式照明は、照度に応じて点灯または消灯するよう設定する。 ②各月の最終営業日に点灯時刻をモニタリングする。 ③モニタリング結果に従い、必要に応じて下記の調整を行う。 ・照明の稼働時間算定で用いる点灯時刻は、各月の日の入り時刻の平均よりも遅く設定する。 ・照明の稼働時間算定で用いる消灯時刻は、各月の日の出時刻の平均よりも早く設定する。 なお、プロジェクト登録申請時では、早くまたは遅く設定する時間は30分とする。</p> <p>■問題発生時の対応</p> <p>・電球切れが確認された場合、当該年中は電球切れの最大本数分が点灯していなかったとみなして、「J-クレジット参加団体報告書」記載の本数を修正する。 ・未点灯が発見された場合、翌日以降の時間帯での点灯時間を確認し、必ずついていた保守的な点灯時間に修正する。 ・LED電球の廃番等で、やむなく設備変更を実施した場合は、変更年度は、最初から新旧のLED電球のうち、より消費電力が高いものがついていたとみなし、翌年度からは変更後のLED電球の消費電力を採用することで、保守的な値とする。 ・タイマー式の照明や非常用の照明で、実際に点灯時刻をモニタリング出来ない場合は、その照明は点灯時間ゼロとみなす。</p> <p>事務局は、「J-クレジット参加団体報告書」を用いて、電球切れ、点灯時間帯内の未点灯、設備変更がないかを各月の最終営業日に各団体に確認させる。 その上で、事務局は、毎年1月末に昨年の「J-クレジット参加団体報告書」の記載内容と各参加団体の照明制御板の設定内容が相違ないことを確認する。</p> <p>(モニタリングポイント)</p> <p>無し</p>	

A. 4. 4 係数(単位発熱量、排出係数、効率等)の実測方法に関する説明

注) A. 4. 1において分類 I に該当する方法でモニタリングを実施することとした項目について、実測方法の説明を行うこと。なお、実測の中で活動量の計測が必要となる場合(例えば効率の計測)には、活動量の計測区分(分類 A～分類 C)に準じた説明を行うこと。

モニタリング項目		
分類 I に該当する方法でのモニタリングは行わない		